# 事例研究(ミクロ経済政策・問題分析 Ⅲ)

- 規制産業と料金・価格制度 -

(第5回 – 実例(2) 地方公営企業・工業用水事業)

2010年 5月19日 戒能一成

#### 0. 本講の目的

## (手法面)

- 計量経済学の知識を使わない**簡易分析手法**を 理解する
- 公営企業の経営効率化の場合の「費用·便益分析」の応用手法を理解する
- 特に費用の分析手法を理解する(停電・断水)

### (内容面)

- 典型的な規制料金制度(固定支払料金制度: 通称"使い放題料金"制度)の問題を理解する
- 経営効率化による経済厚生改善**効果**を理解する

#### 1-1. 地方公営企業とは

- 地方公共団体(都道府県・市町村)が、地方公営企業法などに基づき経理区分して内部部局(企業局・交通局など)で直接運営する事業
- 2007年度末時点で総事業数 9,210のうち、 約65%が水道事業、約7%が病院事業であり、 他の事業は相対的に少数である
- 事業は完全独占型(上下水道·工業用水道)と 官民競合型(病院·交通など)に分けられる

## 1-2. 地方公営企業の概況

(2007	FY) 経常	収益 経常利	<u> 益 人員数</u>	<u>累積損失</u>
上水道	道 3.16兆	8円 +0.26兆	円 5.5万人	▲0.13兆円
下水道	<b>1.47</b>	+0.04	3.5万人	▲0.21兆円
工業用	月水0.16	+0.02	0.2万人	▲0.06兆円
病院	4.00	<b>▲</b> 0.21	22.9万人	▲2.00兆円
交通	0.80	+0.05	3.0万人	▲2.26兆円
都市力	ブス 0.10	<b>▲</b> 0.01	0.1万人	▲0.05兆円
その化	<u>b</u> 0.80	+0.20	2.1万人	▲0.24兆円
合 計	10.48	+0.34	37.6万人	▲4.94兆円

## 1-3. 地方公営企業の経営形態

	株式会社	地方公営企業
資本金	株主資本	県·市町村出資
資金調達	增資·社債	地方債(企業債)
	·民間借入	又は公庫借入
運営組織	取締役会	県·市町村(管理者)
最終意志決定	株主総会	県·市町村議会
適用法規	会社法	地方公営企業法
		及び事業条例
損失処理	減資・清算	積立金取崩·繰越

#### 1-4. 地方公営企業の経営上の問題点

- 「経営効率化の具体的動機が希薄」であること 過大人員・過大給与 (ex 病院・交通) 過大先行設備投資 (ex 都市ガス・水道)

(2007FY) 人件到	<u> 貴率 民間企業</u>	<u>地方公営企業</u>
上水道	(なし)	15.2%
下水道	(なし)	10.0%
病院	36.1%	46.1%
交 通	約32.0%	35.1%
都市ガス	14.2%	11.2%

## 1-5. 地方公営企業の経営改革

- '90年代中盤から、**地方公共団体の財政逼迫**を 背景に経営改革の動きが活発化
- 総務省においても制度整備・ガイドラインなどを 通じ**経営効率化を地方公共団体に「要請」** (制度整備)
  - PFI: Private Finance Initiative 制度(1999)
  - 指定管理者制度·地方独法制度(2003)

## (ガイドライン等)

- 「地方公営企業の経営総点検」(2004)
- 「地方行革指針」(2005-2006改)

## 1-6. 新潟県企業局の経営改革の事例

- 新潟県企業局では 2005年に自律的に「経営改革プログラム」を策定・公表し実行

(策定主体) 新潟県企業局

(位置付け) 中期業務計画&集中改革プラン

(計画期間) 2005-2009年度の 5ヶ年

(対象事業) 工業用水道事業・電気事業(水力

発電)(工業用地造成事業除外)

(評価組織) 内部委員会による年度評価

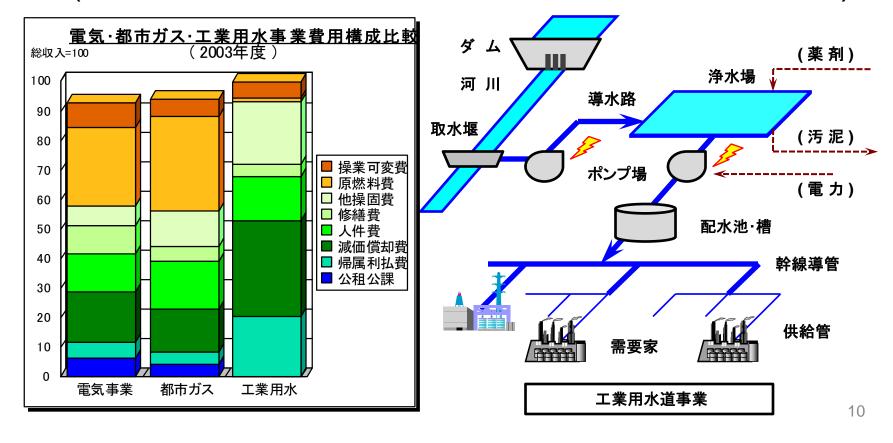
· A-Cの平易な3段階評価を 実施し結果を一般公開

### 2-1. 工業用水事業の概要

- 工業用水事業は現状ではほぼ全事業公営企業・ 全事業地域独占で供給
- 歴史的には地下水汲上による地盤沈下対策や 大規模工場誘致のため、1960年代前後に地方 公共団体が整備したものが多い
- 現在 154事業により約 6,400事業所に日量1200万m<sup>3</sup>を供給するが、**実質稼働率は 40%程度** 赤字ではないものの経営は低迷状態の事業多
- 事業規制法は「工業用水道事業法(1958)」(財務経理面では地方公営企業法(1952)」)

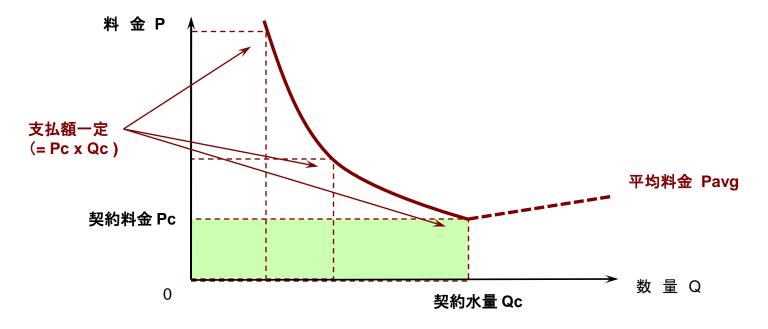
### 2-2. 工業用水事業の特性

- 工業用水事業は**可変費比率が小**、「固定費の塊」 (電気・都市ガス 20-30% vs. 工業用水 10%以下)



### 2-3. 工業用水の料金制度

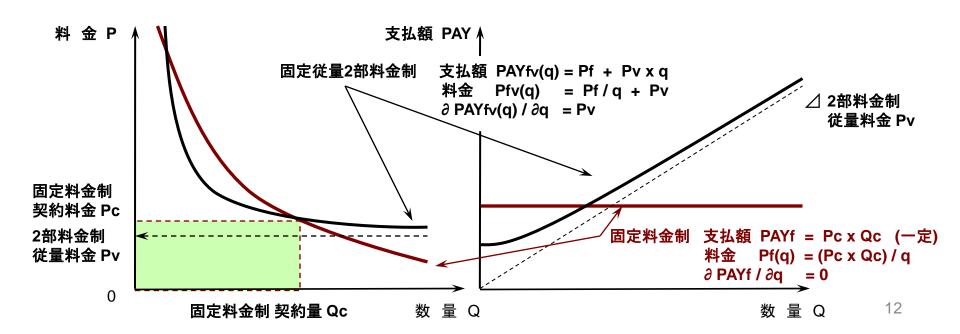
- 「責任水量料金制度」(固定"使い放題"料金) 契約水量迄は使い放題であるが、使わなくても 支払額は一定 契約水量を超えると超過料金(50-100%)賦課



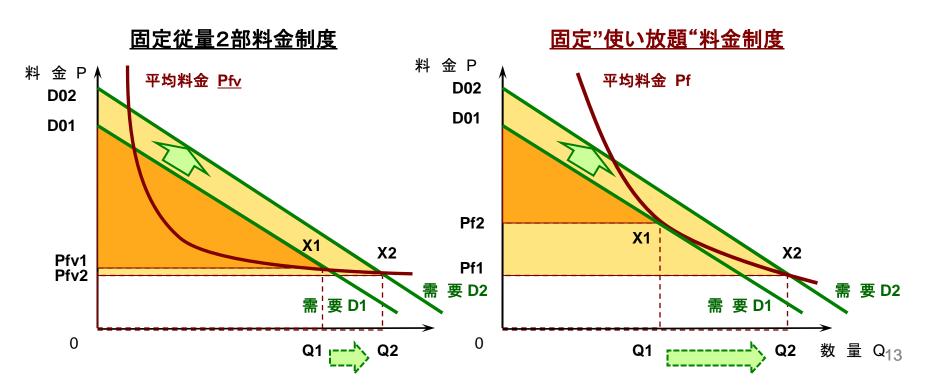
#### 2-4. 固定料金 vs. 固定従量2部料金

- 固定料金: 携帯電話(一部)·都市ガス床 暖房約款·工業用水など

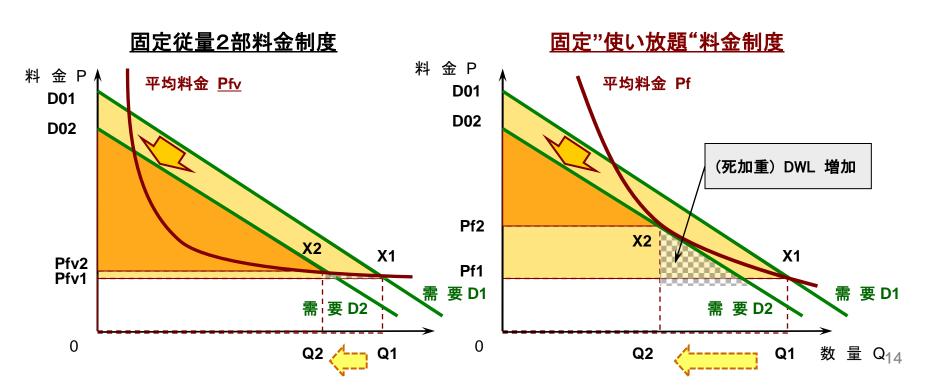
- 固定従量2部料金: 電気·都市ガス·固定電話·携 帯電話(一部)·上下水道など



- 2. 工業用水事業と固定料金制度の概要
  - 2-5. 固定"使い放題"料金の性質(1)
  - 需要が増えるにつれ消費者余剰は急拡大
  - ← 契約上限迄需要を上方誘導する効果がある (水資源開発、電波割当、LNG最低支払取引・・)

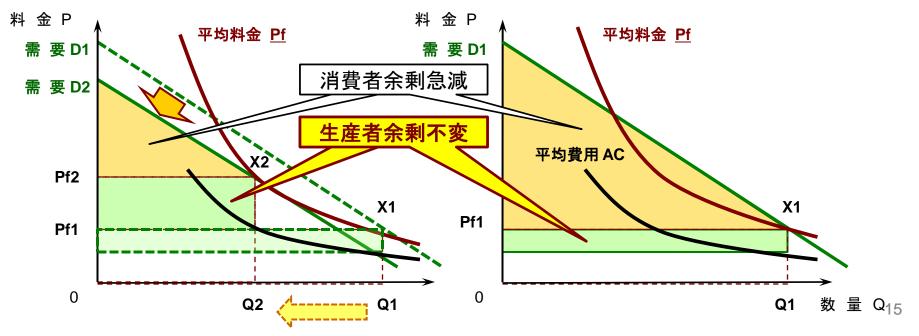


- 2. 工業用水事業と固定料金制度の概要
  - 2-6. 固定"使い放題"料金の性質(2)
  - 逆に需要が減ると極端に消費者余剰が減少する が生産者余剰は不変、死加重が大きく増加
  - ← 典型的な独占価格「量的差別対価」



- 2. 工業用水事業と固定料金制度の概要
  - 2-7. 固定"使い放題"料金の性質(3)
  - 固定"使い放題"料金は、競争が有効に機能している場合にのみ正当化が可能
  - ← 固定料金間での競争により社会的余剰拡大可

固定"使い放題"料金制度と需要減の場合の余剰変化



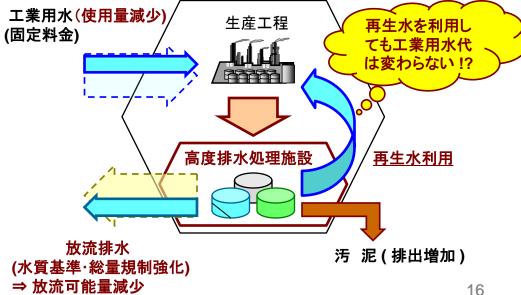
#### 2-8. 固定"使い放題"料金と新技術普及の問題

- 固定"使い放題"料金は、需要家側の省エネ・省 資源に関する新技術普及を阻害する性質有
  - ← 需要側節約動機欠如·新技術切替費用増加

#### ~1980年代の工業用水利用形態

# 工業用水 生産工程 (固定料金) 排水処理施設 放流排水 汚 泥

#### 現代の工業用水利用形態



- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-1. 新潟県企業局経営改革プログラム(2005)

(工業用水事業: 事業規模 17億円)

- 増収対策: 新規需要開拓

- 費用対策: 保守管理業務等外部委託導入

(水力発電事業: 事業規模 47億円)

- 増収対策: 貯水池管理強化による発電増加
- 費用対策: 要員の集中化・事務所の統合
- ← いずれの事業も設備関連費用は短期的に削減が困難なため、通常は非常に困難とされる人件費の削減に着手

- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-2. 公営企業の経営改革の費用便益評価
    - 経営改革の実施内容が明確
      - ← 実施内容に関連する項目以外の変化は「外 部要因」として全部除去可 (ex 大規模補修)
    - 経営上·技術上重要な**情報が比較的入手容易** 
      - ← 実施内容に影響を与える「外部要因」の時期・ 程度を特定・識別可 (ex 団塊世代一斉退職)
    - 投資の変化を伴うことは稀 (経費節減型が多い)
      - ← 複雑なシミュレーションをする必要なし
      - ← 単純平均値の前後比較で評価可能な場合多

- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-3. 新潟県企業局の経営改革の費用便益

## (工業用水事業)

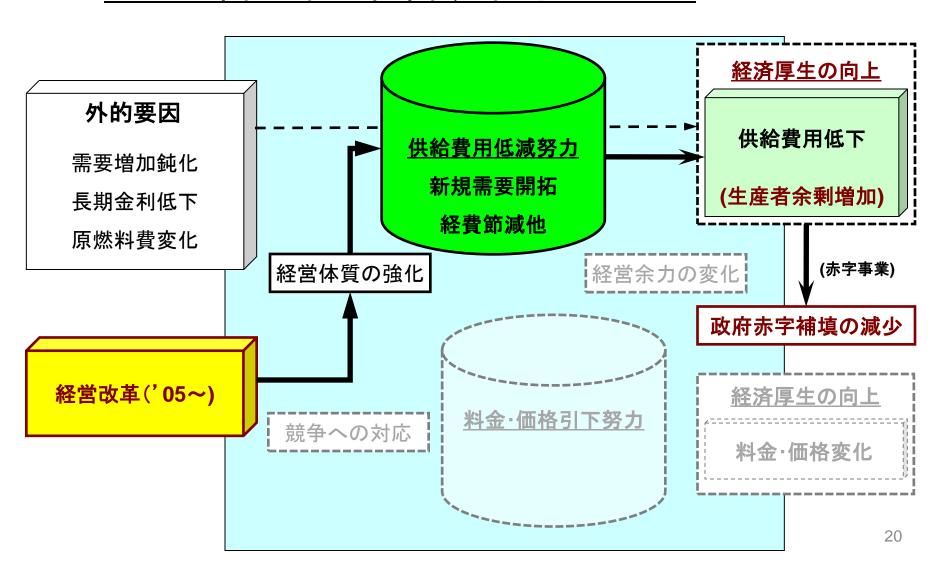
- 便益: 新規需要開拓による余剰拡大 外部委託による経費節減 (← 規制料金の「分配問題」注意)
- 費用: 外部委託による「断水」リスク増加 (← 需要家の外部費用)

## (水力発電事業)

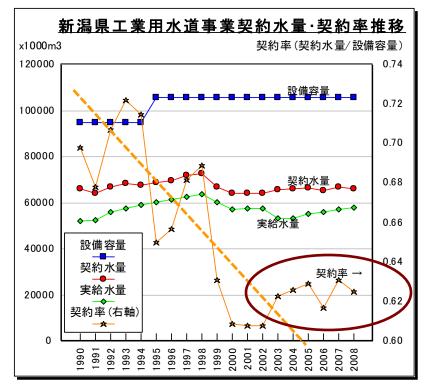
- 便益: 発電量増加による余剰拡大 事務所統合による経費節減
- 費用: 事務所統合による「停電」リスク増加

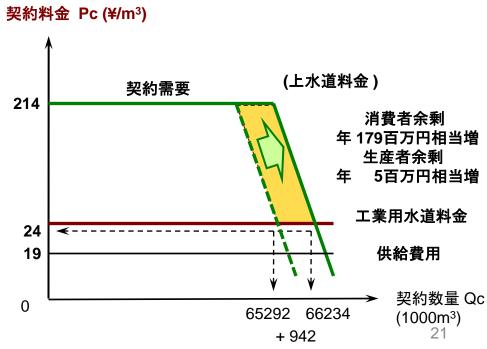
#### 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価

#### 3-4. 公営企業の経営改革対応モデル

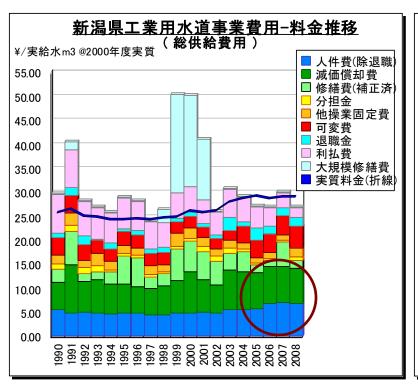


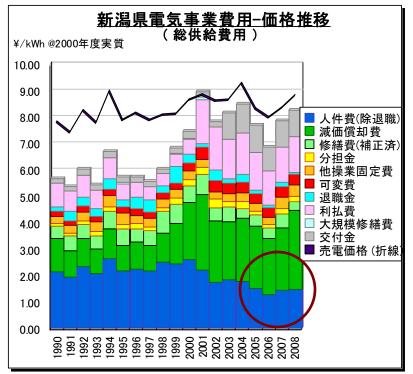
- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-5. 新潟県企業局の経営改革の便益評価(1)
  - 工業用水で明確な新規需要拡大の効果を観察 低迷していた契約率の回復・向上 契約水量の増加により 184百万円/年余剰拡大





- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-6. 新潟県企業局の経営改革の便益評価(2)
  - 人件費削減については、工業用水では一時増の ため効果なし、水力発電事業では**約25%減**
  - ← 支所統合で人件費減を実現、生産者余剰増加





- 3. 公営企業の経営改革と費用便益評価
  - 3-7. 新潟県企業局の経営改革の費用評価
  - 工業用水の断水の評価については、過去の断水に関する詳細な情報がないため、評価期間内に 起きた断水が全て費用と仮定(断水量率0.02%)
  - 断水拡大被害(外部費用)は以下により推計 (第三次産業: 上水代用可)

拡大被害 = 上水道による代替費用

(第二次産業: 上水代用不可: 生産停止)

拡大被害 = 発生率 x 供給先時間当付加価値

- ← 年間推定被害額を約 2百万円/年と評価
- 水力発電事業では有意な停電確率の増加なし

#### 4. 結果の整理

### 4-1. 新潟県企業局の経営改革の費用便益評価

- 工業用水事業: 主に新規需要開拓が成功 (便益) 消費者余剰変化 +179百万円/年 生産者余剰変化 + 5百万円/年 (費用) 断水リスク変化 Δ 2百万円/年

- 水力発電事業: 主に人件費減が成功 (便益) 消費者余剰増 +279百万円/年 (値引) 生産者余剰増 + 97百万円/年

(費用) 停電リスク増 (軽微・観察不能)

← 両事業とも明らかに便益大、顕著な成果を確認

#### 4. 結果の整理

### 4-2. 新潟県企業局の経営改革の課題

- 工業用水事業については、規制料金(固定料金) のため、今後の人件費低減分などの費用低下分 が消費者余剰に反映されない
- → 現状の累損解消の目処が立った段階において、 料金引下げなど消費者余剰改善対策が重要
- 水力発電事業については、現状の卸供給価格が 環境価値(CO<sub>2</sub>非排出性など)を反映していない (¥9/kWh)ため、競争入札や卸電力取引所売却な ど価格交渉力強化・供給先多角化が重要